

必要二回に応じ号外定期発行

公報

第十八号

一九六二年
三月一日

(1) 1962年3月2日 (金曜日)

報 (1961年1月6日第三種郵便物認可)

目次	ページ	正第十三号	（民政府布令第百十六号改 正第十三号）	中央教育委員会事項	1
規則	2	○第九十五回（臨時）中央教 育委員会会議の招集につい て（中央教育委員会告示第 七号）	○肥料の登録	○登記公告（前原登記所）	2
訓令	3	○琉球政府行政組織法第九条 の規定に基づく診療報酬請 求審査委員会規則の制定につ いて（規則第三十号）	○登記公告（前原登記所）	○肥料の登録	3
訓令	3	○琉球政府行政組織法第九条 の規定に基づく婦人少年課 協助員設置規則の制定につ いて（規則第三十一号）	規則第二十九号	規則第二十九号	3
民政府事項	3	○建設機械運営業務に従事す る職員の被服貸与規程の一 部改正について（訓令第四 号）	戸籍法施行規則の一部を改正する規 則を次のように定める。	戸籍法施行規則の一部を改正す る規則	3
民政府事項	3	○琉球人被用者に関する労働 関係及び労働基準法第七十 九条の全文改正について	戸籍法施行規則（一九五七年規則第 二十五条）の一部を次のように改正す る。第三条に次の一項を加える。	戸籍法施行規則（一九五七年規則第 二十五条）の一部を次のように改正す る。	3
管轄法務支局長の認可を得たとき みなされる年月日	2	七 死亡又は失踪の届出について は、死亡の年月日時分又は死亡と みなされる年月日	六 出生の届出については、出生の 年月日	五 受理し、又は送付を受けたこと の別	6
各別に調製する」とがでる。	2	七 死亡又は失踪の届出について は、前項の受附帳は、本籍人に関するもの及び非本籍人にに関するものを	四 受附の番号及び年月日	四 受附の番号及び年月日	6
各別に調製する」とがでる。	2	六 出生の届出については、出生の 年月日	三 届出人が事件本人以外の者であ るときは、届出人の資格及び氏名	三 届出人が事件本人以外の者であ るときは、届出人の資格及び氏名	6
各別に調製する」とがでる。	2	五 受理し、又は送付を受けたこと の別	二 届出事件の本人の氏名及び本籍 又は国籍	二 届出事件の本人の氏名及び本籍 又は国籍	6
各別に調製する」とがでる。	2	四 受附の番号及び年月日	一 件名	一 件名	6

は、第一項の規定にかかわらず、前
項の区画ごとに、戸籍の筆頭に記載
した者の氏の（あ）（い）（う）（え）（お）
順に従い、戸籍を整序することがで
きる。
第五条第四項中「五十年」を「八十
年」に改める。
第二十一条を次のように改める。

第二十一条 市町村長は、附録第五号
様式によつて、毎年受附帳を調製
し、これにその年度内に受理し、又
は送付を受けた事件について受附の
順序に従い、次の事項を記載しなけ
ればならない。ただし、第三号、第
六号及び第七号の事項は、受理した
事件についてのみ記載すれば足り
る。

3 受附帳の保存期間は、当該年度の
翌年から二十年とする。
第五十六条に次の一号を加える。
七 死亡当時における世帯主の氏
名

附録第三号様式中「用紙日本標準規
格E列四番の丈夫なもの」を「B列
四番の丈夫な用紙、横書きとするこ
とができる」に改め、附録第五号様
式を次のように改める。

附録第五号様式 受附帳（B列四
番の丈夫な用紙、横書きとするこ
とができる）

戸籍法施行規則の一部を改正する規
則を次のように定める。

一九六二年三月二日 行政主席 大田 政作

戸籍法施行規則の一部を改正す
る規則

戸籍法施行規則（一九五七年規則第
二十五条）の一部を次のように改正す
る。第三条に次の一項を加える。

3 管轄法務支局長の認可を得たとき
みなされる年月日

2 管轄法務支局長の認可を得たとき
は、前項の受附帳は、本籍人に関するもの及び非本籍人にに関するものを

各別に調製する」とがでる。

通

- 2 会長は、厚生局長がこれに当る。
(任期等)

- 3 会長に事故があるときは、厚生局次長がその職務を代理する。

- 第八条 審査員会は、会長がこれを招集する。

- 第九条 審査員会の事務は、厚生局民生病において処理する。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、一九六一年八月一日から適用する。

- 2 診療報酬請求審査規程（一九五五年告示第三七三号）に基づく診療報酬請求審査員会及び審査員は、この規則に基づく診療報酬請求審査員会及び審査員として存続するものとする。

規則第三十一号

- 琉球政府行政組織法（一九六一年立法第百四）第九条第一項の規定に基づき、婦人少年課協助員設置規則を次のように定める。

一九六二年三月一日

行政生産・大田 政作

婦人少年課協助員設置規則

第一章 通 則

(設置)

- 第一条 婦人及び年少労働者の保護及び労働問題に関する行政の円滑な運営に資するため、琉球政府行政組織法（一九六一年立法第百四）第九条第一項の規定に基づき、婦人少年課協助員設置規則を定める。

訓

令

- 2 協助員の配員、服務その他必要な事項は労働局長が定める。

- この規則は公布の日から施行する。

附 則
この訓令は、公布の日から施行する。

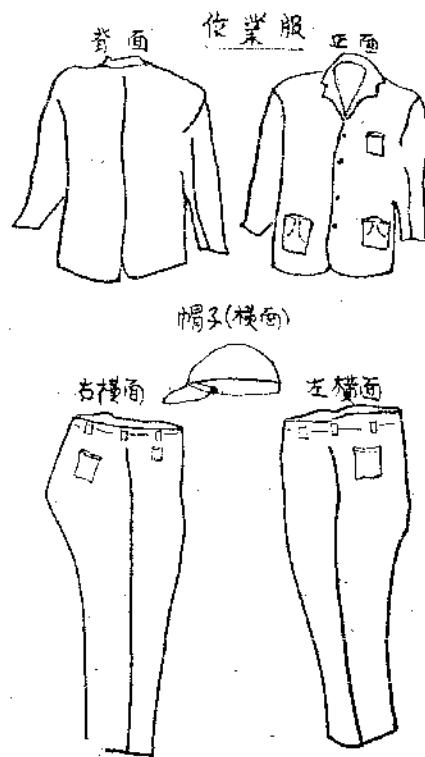
被服名	区分	地	制	式
作業服	上 衣	カーキ色綿織	開きん、小開きとしボタン四個を一行につけポケットは左上部に一個左右下部に大型を各一個をつける。(形状様式図のとおり。)	
帽子	ズボン	カーキ色綿織	長ズボンとし左右両後に大型ポケット各一個及び左前に小型ポケットをつける。	
雨衣		カーキ色綿織	形状様式図のとおり。	
靴	上 衣	黒ゴム防水布	円形とし上質の布製ひさしとする。	
	下 衣	黒ゴム防水布	形状様式図のとおり。	
	頭巾	黒ゴム防水布	襟は立折襟とし前面に鉤五個を一列に付けて縫仕立とする。	
半長靴	短 靴	黒ゴム底	模様図別表その一のとおり	
黒 ゴ ム			様式図別表その一のとおり	

建設機械運営業務に従事する職員の被服貸与規程（一九五八年訓令第三十号）の一部を次のように改正する。

「九六」年三月一日
行政生産・大田 政作
建設機械運営業務に従事する職員の被服貸与規程の一部を改正する。

建設機械運営業務に従事する職員の被服貸与規程（一九五八年訓令第三十号）の一部を次のように改正する。

第二集中「別表」を「別表その一」と及び別表その二に改める。「別表」を「別表その一」に改め、同表中種類及び様式の下に「(汽船乗組員を除く。)」を加え同表の次に次の別表をする訓令 加える。



民 政 府 事 項

UNITED STATES CIVIL ADMINISTRATION OF
THE RYUKYU ISLANDS

Office of the High Commissioner
APO 331

CA ORDINACE
NO. 116 (18 Aug 53)
CHANGE NO. 13

22 January 1962

LABOR RELATIONS AND LABOR STANDARDS CONCERNING RYUKYUAN EMPLOYEES

1. Article 79, CA Ordinance No. 116, "Labor Relations and Labor Standards Concerning Ryukyuan Employees," dated 18 August 1953, as amended, is hereby amended in its entirety to read as follows:

"Article 79. Holidays.

a. Identification of Holidays. The following days are designated as holidays for all employees:

- | | |
|---|--------|
| (1) New Year's Day | 1 day |
| (2) Vernal Equinox | 1 day |
| (3) Government of the Ryukyu Islands Inauguration Day | 1 day |
| (4) O'Bon | 2 days |
| (5) Labor Day | 1 day |
| (6) Autumnal Equinox | 1 day |
| (7) Christmas | 1 day |

琉球列島米国民政府

高等弁務官室
APO 331

民政府布令第116号 (1953年8月18日)

改正第13号

琉球人被用者に関する労働関係及び労働基準法

1 1953年8月18日付民政府布令第116号「琉球人被用者に関する労働関係及び労働基準法」第79条の全文を次の通り改正する。

「79条 (休日)

a (休日の指定)

次の日をすべての被用者の休日に指定する。

- | | |
|---------------|----|
| (1) 新年 | 1日 |
| (2) 春分の日 | 1日 |
| (3) 琉球政府創立記念日 | 1日 |
| (4) お盆 | 2日 |
| (5) 労働者の日 | 1日 |
| (6) 秋分の日 | 1日 |
| (7) クリスマス | 1日 |

(5) 1962年3月2日 (金曜日)

公

報

オ18号

b. Dates of Holidays. Gregorian calendar dates for the above holidays will be announced annually by High Commissioner Directive.

c. Holiday Benefits.

(1) Employees, except those whose services are required for essential operations, whose regularly scheduled tour of duty falls on holidays designated in Paragraph a above will be excused from duty without charge to leave or loss of pay, subject to the provisions of Paragraphs d and e of this Article.

(2) Any employee whose work day covers portions of two calendar days, and who would ordinarily be excused from work for the hours of any calendar day on which a holiday falls, shall instead be excused from work or paid holiday rates for his entire work day which commences on a day designated as a holiday. In such cases the entire work day shall be treated as a holiday.

(3) Any employee whose scheduled tour of duty includes a holiday on which he is required to work shall be compensated for such work at the rate of 150 per cent of his basic rate of compensation, subject to the provisions of Paragraphs d and e of this Article.

d. Eligibility for Holiday Benefits.

(1) Employers may require employees, in order to become eligible for holiday benefits described in Paragraph c above, to have been in a pay status during the last regularly scheduled work day prior to the holiday and to be in pay status on the first regularly scheduled work day following the holiday.

(2) Employers are not required to provide holiday benefits to temporary employees hired for a specific job requirement to be completed within a period of less than sixty days.

e. Maximum Holiday Benefits.

(1) Employers are not required to provide holiday benefits described in Paragraph c above in excess of eight hours for any one work day falling on a holiday.

(2) When an employee is either excused from duty or paid holiday rates for work performed on a holiday falling within his normal 48-hour work week, the number of hours of duty regularly scheduled for that day shall be included as part of the 48-hour work week for the purpose of computing overtime pay. However, the employer is not required to include the holiday benefits prescribed by Subparagraph c(3) in the basic rate of compensation used to compute any overtime or night differential pay to which the employee may be entitled."

2. This Change shall be effective on the date of issue.

b. (休日の日付)

上記の休日の太陽暦による日付は、毎年高等弁務官指令によつてこれを公示する。

c. (休日手当)

(1) 被用者は、その正規の勤務時間が前 a項に指定した休日に当るとき、重要業務のため勤務を要求せられる場合を除き、休暇から差引かれることなく、又は給与を失うことなく、その勤務を免じられる。但し、本条のd項及びe項の規定の適用を受けるものとする。

(2) 被用者は、その労働日が曆日の2日にまたがり且つ休日に当る曆日における勤務時間の勤務を免じられる場合においては、休日に指定された日から開始する労働日の全勤務を免じられるか、又は休日率による給与の支給を受ける。この場合においては、労働日の全勤務時間を休日として取扱う。

(3) 被用者が正規の勤務時間に含まれる休日に勤務することを要求せられたときは、かかる勤務に対して基本給率の150%の率で給与を支払わねばならない。但し本条のd項及びe項の規定の適用を受けるものとする。

d. (休日手当の受給資格)

(1) 使用者は前c項の規定による休日手当の受給資格として、被用者が休日前の通常勤務すべき最後の日及び休日後の通常勤務すべき最初の日において給与を受ける身分にあることを必要条件とすることができます。

(2) 使用者は、60日以下の期間内で完了する特定業務のため雇用した臨時の被用者に対しては、休日手当を支給することを要しない。

e. (休日手当の最高額)

(1) 使用者は、休日にあたる1労働日に対し、前c項に規定する休日手当を8時間を超過して支払うことを要しない。

(2) 被用者が、通常の週48時間の労働時間内の或る休日に勤務することを免じられた時又は、その日に勤務したことに対して休日率による給与の支払いを受ける場合においては、その日に通常勤務すべき時間数は、超過勤務手当の算定にあたっては、週48時間の労働時間の一部として含めなければならない。但し、使用者は、被用者が受ける資格のあるいかなる超過勤務手当又は夜勤手当の算定にも用いられる基本給与率に c項(3)の休日手当を含めることを要しない。

2. この改正は発行の日から効力を発する。

FOR THE HIGH COMMISSIONER.

高等弁務官に代り

JOHN G. ONDRICK
Brig Gen, U. S. Army
Civil Administrator

首席民政官
米國陸軍准將
ジョン・G・アンドリック

DISTRIBUTION
A THRU F

肥料取締法(一九五二年立法第四八)

公 告

中央教育委員会事項

号)第六条の規定に基き、左記のとおり、肥料を登録したので全法第一三条の規定により次のとおり公告する。

一九六二年三月一日

行政主席 大田 政作

教育委員会法(一九五八年立法第二号)第百十六条及び第百十七条の規定により第九十五回(臨時)中央教育委員会を招集する。

一九六二年三月二日

中央教育委員会

委員長 国吉 有慶

一 会議開催の場所 文教局長室

二 会議開催の日時 一九六二年三月六日と七日

(午前十時開会)

一 会議に付する案件

1 米国政府補助金(教員の給料としての追加補助金)の配分に関する立法案について

2 一九六三年度文教局才入、才出予算案について

3 琉球大学設置法案について

4 琉球大学管理法案について

5 財團法人琉球国際短期大学の大

学設置認可申請について

6 南部農林高等学校教育に関する

寄附金募集認可申請について

7 学校給食製パン加工工場の認可

について

8 その他

一 登録番号 輸第一〇八号
二 肥料の名称 硫酸苦土石灰
三 保証成分量
四 可溶性磷酸 三八%

内可溶性苦土 一八%
アルカリ分 四八%

可溶性硫酸四一%
内可溶性苦土 一八%
アルカリ分 四八%

四 輸入業者の住所及び氏名
那覇市字古波藏二八四番地

二 肥料の名称 三八%重過磷酸石灰
三 保証成分量
四 輸入業者の住所及び氏名
那覇市字古波藏二八四番地

一 登録番号 輸第一〇六号
二 肥料の名称 一八%過磷酸石灰
三 保証成分量
四 可溶性磷酸 一八%

一 登記事項
一 商号 株式会社沖縄銀行
二 支店 中頭郡恩志川村字安慶名
三 登記番号 輸第一〇七号
四 輸入業者の住所及び氏名
那覇市字古波藏二八四番地
琉球農業協同組合連合会
会長 山城 栄徳

一 登記事項
一 支配人代理権消滅
二 支配人の氏名及び住所
中頭郡恩志川村字安慶名四百八拾
參番地
本村 国男

一 主人の氏名及び住所
那覇市美栄橋町毛子自四拾八番地
參番地
本村 国男

一 輸入業者の住所及び氏名
那覇市字古波藏二八四番地
琉球農業協同組合連合会
会長 山城 栄徳

一 支配人を置きたる場所
中頭郡恩志川村字安慶名四百八拾
參番地

(7) 1962年3月2日 (金曜日) 公 報

第18号

一 登記事項

一 売九六式年三月廿日取締役会の決議
により支配人本村國男を解任す

右壱九六式年三月廿九日登記

前原登記所

○支配人選任

一 支配人の氏名及び住所

中頭郡具志川村字安慶名四百八拾
參番地

上江洲 利

一 主人の氏名及び住所

那覇市美栄町壹丁目四拾八番地

株式会社沖縄銀行

一 支配人を置きたる場所

中頭郡具志川村字安慶名四百八拾
參番地

右壱九六式年三月廿九日登記

前原登記所

1962年3月2日 (金曜日) 公 報 (号外) (1961年1月6日第三種郵便物認可) 才18元



0250